

## 1. 令和2年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和2年6月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問 日程3 議案第82号 郡上市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第83号 郡上市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第84号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について

日程6 議案第85号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第86号 郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第87号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第92号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）

日程10 議案第97号 市道路線の認定について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 1番  | 本田 教治   | 2番  | 長岡 文男 |
| 3番  | 田代 まさよ  | 4番  | 田中 義久 |
| 5番  | 蓑島 もとみ  | 6番  | 三島 一貴 |
| 7番  | 森藤 文男   | 8番  | 原 喜与美 |
| 9番  | 野田 勝彦   | 10番 | 山川 直保 |
| 11番 | 田中 やすひさ | 12番 | 森 喜人  |
| 13番 | 田代 はつ江  | 14番 | 兼山 悌孝 |
| 15番 | 尾村 忠雄   | 16番 | 渡辺 友三 |
| 17番 | 清水 敏夫   | 18番 | 美谷添 生 |

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                     |           |                     |           |
|---------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 市 長                 | 日 置 敏 明   | 副 市 長               | 青 木 修     |
| 教 育 長               | 熊 田 一 泰   | 市 長 公 室 長           | 日 置 美 晴   |
| 総 務 部 長             | 古 田 年 久   | 市 長 公 室 付 部 長       | 河 合 保 隆   |
| 健 康 福 祉 部 長         | 和 田 美 江 子 | 農 林 水 産 部 長         | 五 味 川 康 浩 |
| 商 工 観 光 部 長         | 可 児 俊 行   | 建 設 部 長             | 小 酒 井 章 義 |
| 教 育 次 長             | 佃 良 之     | 消 防 長               | 笹 原 克 仁   |
| 郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長 | 藤 田 重 信   | 国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長 | 川 尻 成 丈   |
| 代 表 監 査 委 員         | 大 坪 博 之   |                     |           |

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|                   |         |                   |         |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長       | 大 坪 一 久 | 議 会 事 務 局 議 會 議 主 | 岩 田 亨 一 |
| 議 会 事 務 局 議 會 議 係 | 三 島 栄 志 | 議 會 議 係           |         |

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を始めます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日午前10時に、地震発生時に自分の身を守るための安全行動を行う訓練であります郡上市シェイクアウト訓練が行われますけれども、一般質問を継続しますので、御了承ください。

（午前 9時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、12番 森喜人君、13番 田代はつ江君を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いいたします。

---

◇ 森 喜 人 君

○議長（山川直保君） それでは、12番 森喜人君の質問を許可します。

12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） それでは、議長から発言の許可を頂きましたので、通告に従ってといたしますか、ちょっと順番を変えさせていただきます。5番の市長への質問から最初にさせていただいて、順次、御質問させていただきたいというふうに思います。

昨日から、新型コロナウイルス感染症に関して様々質問が出ておりますけれども、私も関連もありませんが、質問させていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの歴史的な位置づけということで、ちょっと大きなテーマになりますけれども、まず市長に質問させていただきたいと思います。

世界史は戦争の歴史であると言っても過言ではないと思います。しかし、定期的に疫病が起り、疫病の歴史とも言える。そしてその影響が極めて大きな死者を出してきたということも言える

思います。

世界各地で戦争がありましたが、かなり高い確率で同時期に疫病の発生があり、被害が増幅いたしました。日本で言えば、第二次世界大戦の戦時下での犠牲者は310万人、それに当時の疫病での死者を含めると500万人に達したというふうに言われます。今回の新型コロナウイルス感染症は戦争時ではありませんけれども、まさに表面化した内容であります。

今回、私にできることは、医療が発達したこの時代にもかかわらず、1つはうがいであったり、また手洗いであったり、そしてマスクしかないということを思い知らされますけれども、100年前のスペイン風邪以来の災禍でありまして、まさに歴史的転換点にいるのではないかというふうに思います。

そして、世界的パンデミックはこれからますます猛威を振るい、日本社会は不安に陥れられるのではないかというふうに思います。その備えは万全なのでしょうか、不安は募るばかりであります。

全体像をつかむため、私はテレビも見ましたけれども、文藝春秋の5月号、6月号、7月号を最初から最後まで読み切りました。特に、7月号になりますと、コロナ後の予想記事が満載されておりまして、その中でグローバリズムのひ弱さも顕在化し、世界情勢も新たな局面を迎えるだろう、米中の対立は激化し、世界全体が協調よりも分断で特徴づけられそうだというふうにあります。

今、どの国でも未曾有の経済対策が必要であります。日本では、1次・2次補正予算におきまして230兆円、そして臨時議会がこれから後、開かれるとなれば、3次補正もつくというふうに思います。日本の借金は、1,000兆円ではなく、これから1,500兆円を超えるのではないかということをお伺いすると、コロナ後の対策ではありますけれども、一体どうなるんだろうというふうな不安がよぎります。

世界中で同じ災禍に見舞われ、歴史的な大転換と思われませんが、市長は新型コロナウイルス感染症の今のこの時代はどのような時代であるのか、考えられますでしょうか。

加えて、ケーブルテレビ等で共に乗り越えていきましょうというメッセージはありますけれども、それ以上の希望的メッセージがあれば、必ず乗り越えられるというようなメッセージがあれば、市長からメッセージを頂きたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

森議員から、今般の新型コロナウイルス感染症の問題について、言わば歴史的な位置づけをどう考えるかとか、大変難しい御質問であろうかというふうに思っておりますが、私も私なりに所感を申し上げたいというふうに思います。

世界で今790万人以上が感染をしており、そして世界の死者は43万人以上というふうに新聞等で

報道されております。一方、日本においては、感染者の確認者ということだと思いますが、1万7,000人余、8,000人に近づこうといたしておりますが、そういう状態で、死者は一方930人前後というような形で、言わばまだ、まだという言い方は不遜かもしれませんが、1,000人以内に収められているということではありますが、大変こういう今世界も、そして日本、そして岐阜県も郡上も、それぞれの国によつての差、あるいは地域差はありますけれども、まさに新型コロナの感染症の災厄、こうしたものの驚異の真っ最中、真っただ中にあるというふうに思っております。

人類のいろんな災い、災難というものの中には、ただいまお話がありましたように、戦争であるとか、あるいは自然の大災害であるとか、あるいは経済的な大恐慌であるとか、いろんなことがありますけれども、その中の1つに感染症というものもあるのではないかとこのように思っております。

私たちは、とかく私自身も、例えばこれで七十数年生きてきたわけですが、自分の生きてきた時代の中で、世の中とは、あるいは世界とは大体こういうものだろうというような思いがあつて、今回のような事態に遭遇すると、本当に全く右往左往するというか、大変びっくりするわけでありましてけれども、そしてこういうときに様々な楽観論、悲観論、あるいは近未来論等の論説があるわけですが、こういうときこそまた少し物を見る目、考える目を、少し時間の軸の尺度を長く取ってみるということが必要かと思つております。

私も、今回のコロナウイルス関連で、森議員が読まれているのと全く同じ総合月刊誌を時々、全部ではありませんが、拾い読みをしておりまして、そういう中に歴史的な位置づけということで興味を持って読んでおりますのが、皆さんよく御存じの歴史学者の磯田先生、この方がいろんなことを書いておられますが、そもそも人類と感染症というものはそれこそ紀元前、8000年ぐらい前から確認されているということで、森さんもお読みになつたと思つておりますが、人類が農耕というようなものを始め、あるいは定着するようになると、あるいは牧畜というようなことやると、そして定住して都市をつくって集まって住むようになるというようなこと、あるいは地球上をいろんな形で、大航海時代であるとかというような形で移動をするという、こうした様々な要因によって、これまでも様々な疫病、感染症というものは人類に蔓延をしてきたということでもあります。

特に言われるのが、ペストと、それからコレラという大変恐ろしい病気でございます。日本においてもコレラというものも、江戸時代に既にコレラというのは日本に入ってきております。幕末時代にも、ペリー艦隊が連れてきたという話もありますけれども、そんなようなことで、そのときには日本で3万人ぐらい亡くなつたというようなことですが、私たちはそういうこと、あるいはそれからただいま例に出された1918年から1919年のスペイン風邪という、こうしたものが大流行をしたということでもあります。

特に、1919年といひますと大正8年ですから、郡上においては大正8年の北町の大火があつた年、

要するに第一次世界大戦のちょうど終幕する頃ということだと思いますけども、そういう時期に、スペイン風邪においては特に日本でも死者が40万人を超すというような今言わば感染症であったわけでありませう。

こういう感染症というものはそれだけの大事件ではありますが、私が日頃愛用している日本史年表というようなものを見ても、生活というところに大事件はみんなゴシックで書いてあるんですけども、そうした江戸時代のコレラであったり、スペイン風邪においても普通の活字で細かい字で書いてある程度でございます。

ということは、今日、戦後、こういう歴史年表を編む编者においても、これだけの大感染症、パンデミックであっても、1つの考え方だろうと思いますけれども、過ぎ去ったこととしてあまり注意をしない形で記されていると。そして、私たちはちょうど100年前のことを忘れてしまっているというようなことではないかというふうに思う次第であります。

こういう中で、歴史というものを振り返りながら見て大切なことは、私たちが自分の受けた生の中で、人生の中で大体こんなもんだと考えている以上に、我々の人類の歴史というものはいろんなことがあったんだということを謙虚に考える必要があるだろうというふうに思っております。

そういう中でよく言われることが、今日、例えば今回のコロナウイルスで志村けんさんが亡くなったり、岡江久美子さんが亡くなったりというような形で、本当にあの人がと思うような人が亡くなるということで、死を身近に感じるというようなことも含めて、日本人がもう一遍、日本人が持っていた日本型の無常観という、世の中はいつも一緒ではないんだと、いつどんなことが起こるかも分からないんだということをもう一遍思い返しているんじゃないだろうかという論説もございました。

そういう中で、これは虚無主義とかニヒリズムに陥る無常観ではなくて、人間の世の中、いろんなことがあるんだと、自分の一生の中にもいろんなことがあり得るんだということを謙虚に思う中で生を大切に、力いっぱい切り抜けていこうということが大切だということを改めて思い起こさせたのではないかというふうに思っています。

そういう中で、今、科学、技術、医学、こういうものの世界で、今回の新型コロナウイルスの感染症のまず病気の実態の解明が懸命に行われているということだと思いますし、治療薬の開発、それからワクチンの開発、ワクチンも昨日あたりの新聞を見ますと、世界では10種類ぐらいのワクチンが治験と申しますか、実際に人間に使って、効能、あるいは薬害がないかどうかというようなことを確かめるというような状態に入ってきているということでもありますから、私は必ず近い将来にこうした人間の科学技術、英知の力がこの病気に対する1つの解決策を見いだしてくれるというふうに思っております。

そしてまた、今、いろいろ批判はありますけれども、それぞれの国の政府が懸命にいろんな対策

を講じて、日本においてもそういうことをやっております。リーマンショックのときも、私たちは忘れてしまっているんですけども、定額給付金というのがございました。あのときは今回の危機と性格が違いますが、あのときに調べてみますと、平成21年度で配っておりますけれども、郡上市の皆さんに、普通の方には1万2,000円の定額給付金、そして65歳以上と18歳以下の方にはそれにプラス8,000円して2万円の定額給付金というようなことで、全部で7億5,300万円の定額給付金をお配りしました。今回は40億8,000万円ということですから、その五.何倍というような規模で、かなり思い切ったことをやっぴりやられているということだというふうに思います。

いずれにしろ、こうした政治、政策の力、これは単に国内だけでなしに、今、非常にその点が危ぶまれておりますが、国際協調をしっかりやってもらわなきゃいかんということもありますが、そんなようなことで、私は長い人類の歴史から見て、ずっと感染症に負け続けるということはないというふうに確信をしております。そして、そういう感染症に対する克服を支えるものは、一人一人の人間、人類を信じ、そして希望を持つ力だというふうに思っております。

そんなことで、ちょっと長くなりましたけども、今回の感染症は必ず克服できると、そして今いろんな意味で、郡上のような人口密度の少ないところに対する、地域に対する光がある意味では当たるといような希望もあるかもしれないということも含めて、私たちは希望を捨てずに、希望を持つということが希望だというふうに思いますので、みんなで一生懸命頑張りたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森喜人君。

○12番(森喜人君) ありがとうございます。希望を持つことが希望だということで、本当にすばらしいメッセージを頂いたというふうに思っております。

先ほども出てまいりましたけども、14世紀のペストがありました。その後にルネッサンスが花咲いたということもあります。また、日本の歴史の中でも、先ほどありましたように、明治維新のときにペリーが来たという話ですが、そのときが一番日本の歴史の中である意味どん底だったんだろうと思います。

そこからスタートして、そして坂を上り、そして日露戦争があって、またどん底に落ちていきます。第二次世界大戦、これが1945年なんですね。そのときもまた、先ほど申し上げましたように、かなりの感染症で亡くなった方がいる。

そして、今回また80年後、2025年が80年後になるんですけども、2020年、今このときに、日本というのはそういう意味では本当に厳しいときに入ってきたということなんですが、その後はまた明るい時代が来るだろうというふうに私は信じております。

そうした意味で、これから厳しい闘いにはなるかと思っておりますけれども、まさにみんなで乗り越え

ていきたいというふうに思うわけであります。

2つ目に入ります。

第2波が来ても恐れることのない対策準備をということで、副市長にお願いをしたいと思っております。これは、昨日も質問があったので、簡単にということなのですが、ただちょっと聞いていただきたいと思っております。

国の緊急事態宣言は取り消されました。不幸にも亡くなられた方々に対しましては、御冥福をお祈り申し上げます。

今までの取組については、WHOの評価、これは欧米に比べて比較的抑え込みに成功したというものであります。日本の謎とも言われていると。そして、民度の高さというふうに藤原正彦さんが言われていますけれども、しかしそれではなかなか納得がいきませんし、不安が解消されていません。

先ほどから出てきました1918年、スペイン風邪というふうに言われるように、第2波、第3波のほうが多く死者数が出ています。新型コロナウイルスはどんどん形を変えるというふうにも言われておりますし、欧米、さらには南半球で猛威を振るったウイルスが日本に侵入した場合、未曾有の災害ともなりかねないことが予想される寒い冬の到来が不安になります。

ましてや、国の緊急事態宣言とはいえ、国民への要請レベルでありまして、強制力はありません。仮に第2波が来たときに、同じように辛抱することができるかどうか、東京では綻びが出てきているようにも見えます。

また、最悪の経済にならないために、国はさらなる支援をどこまでできるのか、可能なのかと考えると、事態は極めて深刻であります。新型コロナウイルスを退治する薬、ワクチンの開発が望まれますが、早期の完成はなかなか難しいように私は思います。当面、ウイズコロナでいくしかありません。

先日、「四苦八苦」という本に出会いました。その中で「四苦」とは生老病死でありますけれども、特にその中で病と死について印象的なのがありました。先ほど市長が語られたことでもありますが、死には一人称の死、二人称の死、三人称の死があり、二人称というのは家族、それから三人称は他人のことです。その死を見て自分の死を考えるわけでありましてけれども、しかし人間は自分の死を見ることはできませんと言われました。

また、同じように病について、一人称の病、二人称の病、そして三人称の病があり、本人が病気になるって初めて一人称の病、つまり自分のことと捉えることができると、捉えることになるということでもあります。このたびの新型コロナウイルス感染症、幸いにして1人も郡上市では感染者が出ておりませんが、三人称としてしか認識できていないと私は思います。

こういった中で、私や家族があるとき発熱したらどうしたらいいのか、インフルエンザかもしれ

ないし、疲れから来る普通の風邪かもしれない、もしかしたらコロナかもしれない、コロナなら人に感染させてしまうかもしれない、病院に行っても警戒されるかもしれない、かかりつけ医に連絡して指示を仰げばいいのか、保健所へ行っても関まで行かなくてはいけない、郡上市民病院に入院するとしたら、院内感染が不安で、外来患者は減少するんだろう、もっと違う場所で隔離したほうがいいのではないかなど、どこまで市民の不安を払拭できるのか、そしてその安心が経済の先行きを決めることもこれは間違いがありません。

そこで、いま一度、副市長に質問するわけですが、医療体制の充実であったり、またPCR検査をスムーズに受けられる体制を確立できないのかという点についてお聞きしたいと思います。国、県、医師会との問題であることは承知の上で、現場に責任を持つ副市長にお伺いをさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 今回の新型コロナウイルスについて、まず今の御質問の中で、我が事としてしっかり受け止めることが必要であるというお話だったと思いますけれども、今回もたびたび市長のほうからケーブルテレビ等を通じてメッセージという形で、自分たちが何をすべきなのかということについて、具体的に何度もお話をさせていただきました。そういう意味で、市民の皆さんも自分のこととして受け止めておっていただくのではないかなというふうに思います。

それから、御質問にありました医療体制につきましては、昨日、市長のほうから答えていただきましたので、それは省略をさせていただいて、医療スタッフの確保と見通しについて、まずお答えをしたいと思います。

医療機関に感染者を受け入れた、そういった場合に、コロナ感染症対策専属チームを編成して対応するというようにされております。このことにつきましては、通常の医療体制を維持しながらコロナ感染症に対応をしていくということになりますと、お医者さんをはじめ医療関係者の非常に大きな負担になろうかと思えます。

そういう負担を軽減するということになるかどうか分かりませんが、専属チームの皆さんの少しでも負担を軽くするということ言えば、例えば宿泊施設を十分用意をするとか、あるいは看護師さん等の例えば子どもさんの預かりもきちんと対応をしていくですとか、あるいは必要な手当はきちんと準備をすると、こういったことが必要だろうというふうに思っております。

こうした様々な事柄がありますが、現在、市内の医師会を中心にして、公立と民間の4病院、それから市、県の関係者の方が協議をされて、市内の医療機関が協力体制でコロナ対策に取り組むと、こういうことが協議をされ、合意をされております。

実際に、市内で感染者を受け入れた場合には、スタッフの派遣、あるいは支援について、それぞれ医師会を中心にして協議をされ、共同体制で当たるというふうにされておりますので、医療体制

を支えるスタッフについてはおおよその準備はできているというふうに捉えていいんじゃないかなというふうに思っております。

また、こうした医療体制の中で、マスクですとか、そういった言わば医療器具の確保についての見通しですが、マスク、それからガウン、防護服、フェースシールド、消毒用エタノール等の衛生材料については、国や県が必要な医療機関のほうへ配布、あるいは備蓄を行っておりますし、現在、郡上におきましても、マスクとフェースシールドにつきましては、各医療機関ともコロナウイルスが流行する前の水準とまではいきませんが、ほぼ入手ができる状態になっておりまして、備蓄も進みつつあります。

そういう意味で、定期的に納入されるようなことになってから、まずは準備については可能であるというふうに思っております。

県は、今回、これは確定しているわけじゃありませんけれども、各病院の機能を強化するという意味で、一般病床入院時に必要となる簡易陰圧装置、それから人工呼吸器等の設備の整備を行うことに対しても補助を行うというふうにされておりますので、今後、公立病院ではそうした設備的な準備もされてきているように思っております。

以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森喜人君。

○12番(森 喜人君) ありがとうございます。万全な体制を整えつつあるということで、本当に安心をさせていただいたというところでございます。

それでは、3つ目に入りたいと思いますが、ITの活用ということでございます。

これは、昨今、高齢・少子の問題というのが日本社会の課題として突きつけられているわけでありましてけれども、IT分野においては努力も進まず、どちらかというところガラパゴス、閉鎖社会のような形から脱却できず、今変わらないと永遠に世界から取り残されていきそうな、そういった分野であるというふうに思っております。

世界の流れについていけない重要な分野、これを思い切って推進させていかなければいけないんだろうなというふうに私は思っているわけですが、そこで2点、質問させていただきたいと思えます。

今回も、特別定額給付金をマイナンバーカードを使って行うということも可能だったというふうに思います。この申請状況、そしてまた利用率、マイナンバーカードを作っている方々、そしてかなり全国でも17%ということですから、このことはこれからどういうふうにしていこうとされておられるのかということをお聞きしたいと思います。

あともう一つ、家庭授業のオンライン化ということでございます。

新型コロナウイルスが再度、もしくは2波で到来したときに、もう一度また家庭授業が必要になってくる可能性があります。GIGAスクール構想の下、タブレットは全児童生徒に配られますけれども、家庭の様々な経済格差によって、この仕組みが使えるかどうかという問題があります。そういうことに対する対策について、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、私からはマイナンバー関係の御質問に対してのお答えをさせていただきます。

まず、定額給付金のオンライン申請ですが、5月1日に国のシステムが稼働しまして、郡上市においても同日から受付を開始したところでございます。オンライン申請の件数につきましては、6月15日現在で287件であります。合計世帯数に対する割合は1.9%ということになってございます。

オンライン申請の問題点としましては、1つ目には申請者が世帯主に限られるということで、世帯主以外の方からの申請があっても、その申請を受け付けることができないと、つまり代理申請ができないという点がございます。

そして2つ目に、マイナンバーカードと世帯情報がひも付けをされていない、このため給付対象者を誤って入力された方があるということです。こうした申請の約20件程度は、受け付けることができなかったということでございます。

3つ目に、オンライン申請は何度でも申請できますので、1人の方が重複して申請される方もありました。

なお、受理できない申請に対しましては、個別に電話連絡をしまして、書面による申請をお願いしたり、そして改めて新しい電子申請を依頼するなどの対応を行ってまいりました。

マイナンバーカードの交付率につきましては、全国におけるマイナンバーカードの交付率が5月末現在で16.5%というふうになっておりますが、郡上市における交付枚数は4,613枚ということで、交付率としては11.3%というふうになってございます。

交付率の伸びない理由として考えられますことは、現段階ではマイナンバーカードを利用する機会が数限られておりまして、利用の方法としましては、本人確認書類としての利用ですとか、税金の確定申告時のオンライン申請程度にとどまっており、利用者としてのメリットがやや少ないというところでございます。

また、銀行での書類の提出時や勤務先へのマイナンバーの提出においても、必ずしもマイナンバーカードでなくても通知カードでも番号が確認できるということもありまして、普及が進んでいない状況があるというふうに思います。

それから、マイナンバーカードの今後の利活用としては、国が消費活性化策として9月から実施を予定していますマイナポイントを利用したキャッシュレス決済サービスがあります。これは2万

円のチャージ等で5,000円分のマイナポイントが付与され、2万5,000円分の買物ができるようなサービスが始まるということがありますし、また令和3年3月からは健康保険証としての利用も開始されるということでございます。

昨年10月以降、交付数が増加していることですか、今後、電子証明書を利用できる場面が拡大する見込みであるということも言われておりますことから、今後は伸びていくものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 私のほうからは、家庭での端末を使った学習における環境整備ということにつきまして、現在の考え方を御説明したいと思います。

おっしゃいましたように、先般の6月の補正予算で、GIGAスクール構想に伴います1人1台端末は予算化をお認めいただきまして、今年度内の整備を目指して、今、着手をいたします。

それで、御質問にありますように、端末を家庭へ持ち帰って活用するというのも整備後は検討していく課題としておりますが、御質問にありますように、そのときの家庭でのネットワーク環境ですとか、Wi-Fi環境の有無が、家庭で端末を使用するための環境として必要になることは承知いたしております。

教育委員会では、長期休業中にもいろいろ教育委員会、あるいは学校から、いろんなケーブルテレビとかユーチューブを使って、家庭での規則正しい過ごし方ですとか、学習のポイントをお伝えるために、家庭でのケーブルテレビの加入状況とか、インターネットの加入状況も調査をさせていただきましたが、さらに今般、詳細な調査を今行っております。

これは6月中に取りまとめができる予定でありますので、この調査結果も踏まえまして、今後、市として教育の機会の確保のためにどのような対策、あるいは環境整備を講じるのが望ましいか、今年度内の1人1台端末の整備を目指しておりますので、整備事業と並行して、いろんな角度から検討を進めまして、結論を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（12番議員挙手）

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） オンライン化につきましては、私もいろんなPTAの会長をされておる方々から要望を聞いております。部分的にでもできないかというような話とか、それと実験的にできないかという話もあって、しかし今の話からすると、全体を6月中に取りまとめて進めていくということですので、よろしく願いをしたいと思っております。

それから、最初の質問、マイナンバーカード等についてですが、今、国も総務大臣の発言も多々ありますけれども、これは日本がかなり遅れてしまっている分野ではないかというふうに思います。

ので、これを一気に進めていかないと、本当にコロナ後といたしますか、さらに取り残されていきそうな感じであります。

2025年には大阪万博が開かれます。そこにおいてどういったことがされるのか、そのときにかなりいろいろな面で追いついていかないといけないんじゃないかなということも感じているところでもあります。

さて、4つ目に行きます。5つ目といたしますか、差別については質問できそうにありませんので、風水害時の呼びかけということについて質問させていただきたいと思います。

新型コロナ第2波の到来があるとすれば、これは災害の季節と重なるのではないかということをご心配しております。恐らく施設内の工夫等については、ディスタンスを取って、そしていろんな形で準備をされておられることと思えますけれども、また訓練も行われることと思えますが、しかしもともと全ての住民を収容できるだけの施設というのは、これはないわけであります。

収容所を増やすことも考えられますけれども、コロナに関して言えば、むしろ自宅待機のほうが安全なのかもしれないというようなことを考えますと、どういう形で避難を呼びかけられるのかということについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（山川直保君） 総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきます。

昨今の報道でも課題が指摘されていますように、梅雨や台風の季節において避難所の開設を余儀なくされた場合、3密、これになりやすい避難所環境の改善、避難者の感染症対策は、災害が起こる前に万全を期する必要があるというふうに思います。

岐阜県の避難所の運営ガイドラインが改定されまして、郡上市においても6月3日付で避難所の運営マニュアルの見直しを実施し、災害対策本部となる振興事務所を含む全庁にマニュアル改定の周知を図りました。また、市民に対しましても、市ホームページや安心・安全メールを通じた周知を実施したところであります。

この改定によりまして、感染症対策として一定の距離を確保した場合には、受入可能数が減少することになります。この対策として、体育館のみとしている避難所については、状況に応じて学校の教室も避難所とできるよう、教育委員会に依頼をしたところでございます。

また、避難時に受付などの密集を避けるために、あらかじめ世帯情報を記入した避難者カードを御用意いただくこと、また健康状態を把握した上で避難していただくように、健康状態チェックカードを6月1日の自治会配布文書で全戸に配布をいたしました。

さらに、今後開催予定の自主防災組織育成研修会におきましても、避難所運営の主体となる組織の方に対しまして、感染症対策の重要性と、マニュアルに基づく具体的な避難所運営の方法について周知したいと考えております。

議員御指摘のように、これまでの市が発令する避難情報は広範囲なエリアを対象とした発令となっており、その中には土砂災害や洪水ハザードマップにおいて危険性が低いとされる地域にお住まいの方も含まれ、避難所に行くよりも自宅のほうが安全な場合もありました。

このため、まずお住まいの場所がどのような状況にあるのか、また災害時に危険な場所はどこか、どの場所に何を持って避難することが安全かを市民一人一人に確認・認識していただくよう、啓発に努めたいと思います。

これに加えて、市民への避難に関する放送につきましては、市民への啓発を段階的に行うこと、さらに被害危険度の高い地区を分かりやすく周知する放送方法に見直したいというふうに思います。

具体的には、台風などで災害リスクが高まることが予想できる気象状況の場合は、事前に避難所の3密を避けるため、避難所だけでなく、近隣の親類宅等も避難先として想定いただくことや、あらかじめ御自宅のハザードマップを確認いただくよう周知したいと考えます。

また、いよいよ避難が必要な状況に至った場合には、川沿いにお住まいの方は避難してくださいと、土砂災害の危険が高まっている地域には、山沿いなどの土砂災害の危険性が高い地域にお住まいの方は避難してくださいなど、危険度が高い地域が特定できるような文面に変更しまして、より分かりやすい放送内容に努めてまいりたいと思います。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（山川直保君） 森喜人君。

○12番（森 喜人君） 丁寧にありがとうございました。

放送で呼びかけるときに、危険だから避難してくださいと言うよりも、こうやって言うよりも、あなたの避難が周りの人々を救いますとか、それからあなたが避難しないと人の命に危険を及ぼしますとかと言って、自分の命よりも人のことを考える呼びかけをすると避難が多くなるそうなんです。

そうしたこともありますけれども、長野県の飯田市の取組はどういうことがあるかというと、地域ごとに連携して、災害は様々ありますけれども、自分のところが危ない場合は他の連携した地域に行って避難すると、公共施設に避難するんじゃなくて、そういう連携を常日頃取っておいて、災害によってこちらに助けをもらうというようなことをやっているということが言われております。

そういったこともぜひ考えていただければと思いますね。高鷲だったら、例えば私どものところはかなり山がすぐにありますので、そうしたところだったら平坦なところに、日頃からそういった契約といいますか、結んでおいてということも必要なんだろうと。また、親戚同士でそういう約束をしておくということも必要なんだろうというふうに思います。

そうした意味で、風水害、これもまたやっけてまいりますけれども、しっかりと備えていただければというふうに思います。

今日は1つ残してしまいましたが、丁寧に御説明いただきましたことに感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時12分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時25分)

---

#### ◇ 本 田 教 治 君

○議長（山川直保君） 1番 本田教治君の質問を許可いたします。

1番 本田教治君。

○1番（本田教治君） ただいま議長より御許可いただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私、新人議員、人生生まれて初めてのこの一般質問でございます。多々御無礼あるかと思っておりますけれども、私らしく職務を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

職務とは何かをこの議員になるとき、すごく考えさせていただきました。市民の皆様が安心して20年も30年後も郡上市に住んでいて本当によかったと思える、そんな市を目指して、市長をはじめ執行部、議員がそれぞれの持ち場でリーダーとなって取り組んでいく。市長は市民のリーダーでございます。また、執行部は各部署のリーダーでございます。

私たちは、そのリーダーに物を申す唯一の機関かと思っております。私たちが発する言葉は、私たちの後ろには何百、何千、何万、あるいは一人二人かもしれませんが、そういった市民の声が込められております。

新人なりの解釈でございますけれども、目標はただ一つ、郡上市に住んでいてよかった、そのことを心を一つにどうか各リーダーとして、今後の市民のためによりしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、「観光立市郡上」についてでございます。

昨日の一般質問で田中やすひさ議員、田中義久議員、また委員会においても野田議員からのほうからも発言がございました。私は、観光立市郡上の具体的展望についての質問とさせていただきます。

小項目につきましては、4件あります。

このたび新型コロナウイルス対策、日々の緊急事態に対し、市の執行部の昼夜問わずの協議、対応には本当に感謝しております。郡上おどり、白鳥おどりの開催見合せに伴い、一番の観光収入源が絶たれたわけでありますけども、今後今、早急に手を打つと同時に、このことを機会に観光について考えなければならない時点に直面している、そういうふう存じます。そこで、私が提案させていただくことに答弁を求めます。

4つの小項目の1番目が、観光ルートの具体的な提案についてのお考えをお聞きしたいと思います。

2つ目に、観光ルートの提案から郡上八幡道の駅について、3番目に、観光ルートのその提案から、地域づくりへの必要性について、4番目に、第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略にある継続可能な農業経営、郡上ブランド、郡上米についてであります。

質問予定でありました、2番目の郡上八幡道の駅につきましては、このたびの質問及び討論ではちょっと時間がないと判断させていただき、取下げさせていただきます。今後とさせていただきます。その点議長、よろしくお願いいたします。

では、1つ目の質問であります観光ルートの具体的提案に対するお考えでございます。

観光のメインとなっております郡上おどり、白鳥おどりの効果により、今日では郡上市は観光地として確立しております。保存会様をはじめ郡上市挙げての取組の成果だと感謝しております。

こういった郡上へようこそ、郡上満喫、郡上市観光連盟、郡上市観光部観光課のパンフレットが発行されております。内容はぎっしり観光案内で大変見応えがあり、すばらしい出来だなどというふうに思います。

今回私の提案は、踊り以外のここにあります観光名所、観光ルートについて、郡上市各地域にある宝をそれぞれ個別につくり、観光客にPRしてほしい、そういうことでございます。

例えば、春の花を見に行きたいなあと考えたときに、このパンフレットを見れば、4月、ボタン寺として有名な桂昌寺、深戸の桜並木、八幡町の愛宕の桜、五町堤防の桜並木、和良方須の桜並木、明宝の善兵衛桜、大和では徳永の堤防の桜、古今伝授の里、明建神社の桜、白鳥町では善勝寺の桜。

また、4月下旬から5月になりますと、美並下田の芝桜、八幡町相生の亀尾島の芝桜、明宝國田家の芝桜、小川の花桃、和良、戸隠神社の芝桜、白鳥、藤路の桜、ひるがのミズバショウ、牧歌の里など郡上市入り口の美並町から高鷲ひるがのまでの一旦郡上へ足を踏み入れると、郡上市全体を観光できるような仕組みの観光ルートをつくったらいかがでしょうか。

四季折々の観光名所、花であつたり、温泉、キャンプ場、道の駅、スキー場、神社、寺院、それぞれのルートをつくり、市民、観光客に見応えのある次の場所はどんなんだろうとわくわく期待感と、次から次へと現れる目的地、そして、その満足感が郡上市全体の観光立市につながっていくの

ではないでしょうか。

この提案のパンフレットにあるそれぞれの見どころ、そして季節ごとの専用のパンフレットにして作成・配布していただくことは可能かを伺いたい。

もう一つは、踊り客は年に30万人以上というふうに向っておりますけれども、それ以外での観光客数を把握しているのか、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 本田教治君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、まず1つ目の御質問につきましてお答えをさせていただきます。パンフレットの件でございます。

御質問を頂きました内容につきましては、現在、郡上市観光連盟において正式登録を進めております観光地域づくり法人——これ登録DMOと申しますが——との関係が深いものですから、まず、登録DMOにつきまして、少し説明をさせていただきたいと思っております。

登録DMOとは、主観的な経験だけではなくて、客観的で多様なデータなどを活用して、様々な人々、団体、組織の共同によって郡上らしい観光地域づくりを行うための総合的な調整機能を持つ法人でございます。

郡上市の場合、郡上市観光連盟がこのDMOの正式登録を目指しているところでございますが、今年の1月14日にその前段でありますDMO候補法人として登録をされたところであります。

そのDMOが目指す観光地域づくりの姿としては3つ挙げられるわけでございますが、1つは、豊かな自然、歴史・文化などに親しみ、郡上の人々と郡上に暮らすような楽しさを体験できる地域づくり、2つ目に、何度も訪れ、長く滞在し、訪れるたびに郡上の自然、歴史・文化や人々との関わりで、新しい発見と喜びを感じられる地域づくり、で、3つ目に、郡上の人々とともに幸せを感じ、郡上への関心と愛着を高め、心のふるさとと思える地域づくりでございます。

今回、御提案を頂きました四季折々の観光名所ルートづくり、郡上市全体が観光できる滞在型の観光提案につきましては、この登録DMOにおいて観光地域づくりを進める上で重要な取組であるというふうに認識をしております。

今回、この観光パンフレットにつきましては、特定の地域や体験というものを取り上げて紹介するよりも、多様で魅力的な観光資源を組み合わせることで、このPR効果を上げるというものを持っておりますし、長期滞在を促すことができるというふうに考えております。

当面の間は、現在のパンフレットで推移していきたいというふうに思っておりますが、ただ現在、郡上市観光連盟において宿泊施設や観光施設で観光客が直接手にすることができる、地域ごと、季節ごと、分野ごとの旬の観光を紹介いたしますチラシ等を作成しておりますので、そちらで対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あと続きまして、2点目の、2つ目の御質問でございます。観光客数の把握についての御質問でございますが、これにつきましては、観光庁が定める全国共通の観光入り込み客統計作成基準に準じた方法で、市内の観光施設等に調査を行っております。

宿泊客数におきましても、宿泊旅行統計調査の基準に基づいて市内の宿泊施設に調査を行っております。ちなみにですが、昨年令和元年の入り込み客数につきましては、これ暦年統計でございますので、今年1月以降の暖冬の影響であったり、コロナの影響は入っておりませんが、観光入り込み客は一昨年と比べて13万4,000人増の約565万人、宿泊客数につきましては1万6,000人増の約47万人でございました。

市では、これらの観光入り込み統計の調査結果を市のホームページに掲載しており、月ごと、地域別、そして産業観光とかスポーツ、レクリエーションなどの観光分類別の観光入り込み客データのほか、過去5年の宿泊客数の推移も併せて公表しておりますので、ぜひ御活用いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長(山川直保君) 本田教治君。

○1番(本田教治君) ありがとうございます。

今、踊り客約30万人というふうになっております。何とかそういった踊り客以外の今言ったこういった施設で、その30万を超えるようなまた対策を一緒に考えていただけたらと思いますので、今後もしよろしく願いいたします。

続きまして、先ほど提案させていただきました観光ルートをつくったらどうやという、その中から宝をつくり出す意味で、各地域を巻き込んで、各地域の協力を得て、例えば先ほどお話ししましたお花観光ルートでいいますと、花植え作業から維持管理を行っていただきます。植えることもさることながら、維持管理が大変でございます。

しかし、その大変さが地域づくりへとつながっていく。人口減少抑制策と併せてお花づくりを通し、地域づくりへつなげていく提案でございます。それについての具現化の可能性を伺いたいと思います。

地域単位での花植えと維持管理のお願い、そういったものは地域を巻き込んで可能かどうか、お聞きしたい。

2つ目に、地域単位での名所、神事とか、そういった地域の宝の発掘、PRの協力、そういったことは可能か、お聞きしたいです。

地域単位での地域の特色を生かした農産物の生産、そういったものも可能かをその3つをお聞きしたいので、お願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、初めに私のほうから花飾りについてお答えのほうさせていただきます。

地域を花で飾り、潤いのある生活環境の創出をしようと、こういった取組については、地域にお住まいの皆さんばかりでなく、地域に訪れた人たち、そして車窓からその風景を眺める人など、多くの人に安らぎを与えていただけるものというふうに思っております。花飾りに取り組んでいる皆様に感謝申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、花飾りについては、これを植えるということも大変な作業でございます。しかし、何よりもその後の手入れ、管理ということが非常に大変かなということを感じております。

水やり、除草、場合によっては肥料をやったりとか、剪定をしたりとかいう、こういったことが非常に大変かなというふうに思っております。手が行き届かないとせっかくの花が枯れたり、また雑草に埋もれたりというようなこともあり、かえって住環境の悪化、美観の悪化ということにもつながりかねません。

また、手入れについては、非常に長期に及ぶということもあります。その御苦労も大変大きく、自分たちの地域を自らの手で美しく飾ろうとする、そのお気持ちと自主性がなければなかなか継続は難しいというふうに考えております。

こうしたことから、市から花飾りを依頼する、要請するという考えではなくて、地域の皆さんがお住まいの地域の美観整備、住環境整備のために自主的に取り組まれることを基本的に考えております。そして、その取組に対しまして財政的に支援のほうをさせていただくということとしております。

現在、自治会、各種団体で花飾りによる地域づくりを応援する事業といたしましては、花飾り推進事業、そして魅力ある地域づくり推進事業の2つがございます。花飾り推進事業につきましては、振興事務所のほうで所管しております地域振興推進事業、これは所長枠の予算でございますけれども、こういったところによって原材料費の助成を行っております。

令和元年度は市内81団体がお取組をいただいておりますし、今年度については見込みではございますけれども、79団体に取り組まれることとなっております。

もう1点、魅力ある地域づくり推進事業でございます。こちらについては、事業名のとおり、魅力ある地域づくりを目指しており、その活動の一部として花木を植栽している団体もございます。

花木を植栽することで地域の景観整備を行い、地域への観光客等の来訪者の増加を目指すことはもちろんですけれども、自治会等の皆様が様々な人が参加することにより、参加者同士の一層の連帯感を育んでいこうとするものでございます。

近年では、平成28年度から30年にかけて、大和町中神路の里山の会が水仙の花を植えた事業、令

和元年度からは明宝小川の小川21会が花桃の植栽を実施されております。

そして、29年度から元年度にかけて実施された八幡町亀尾島七夕会のお花街道事業では、芝桜の植栽に加えて朝市、新緑ウォークなどが行われております。

今年度新たに八幡町西乙原自治会が芝桜の植栽を開始する等、様々な場所で花飾りによる地域づくりが行われております。

今後も、これらの事業によって花飾りを通じた地域づくりを応援していきたいというふうに考えておりますし、市民協働センターへの相談、窓口アドバイザーの活用など各種制度を広く周知をさせていただきまして、市民主体の地域づくりを促進し、自立した地域社会を目指していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） そうしましたら、私のほうからは2つ目の御質問にあります、宝の発掘とPRというところについてお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどもちょっと述べさせていただきましたが、郡上市が目指す観光地域づくりといたしましては、豊かな自然、歴史、文化などに親しみ、郡上に暮らすような楽しさを体験できる地域づくりと、訪れるたびに新しい発見と喜びを感じられる地域づくり、そして郡上への関心と愛着を高め、心のふるさとと思える地域づくりでございます。

これらのことにつきまして、地域の皆さん自らが主体的に活動する中で、維持されることにより認識された名所や神事というものは、地域の宝であります。郡上市にとっても、大切な観光資源となり得ると思っております。

この宝が地域の観光地域づくりに必要なものとして、地元の方の御了解を得ていただくことができれば、郡上市の新たな観光コンテンツとしてホームページ等で紹介することは可能でありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 私のほうからは、いわゆる自治会単位での特色ある農産物づくりは可能かということですが、結論から言うと、それは可能であります。

なぜならば、郡上市においては、標高100メートルから1,000メートルというところを生かした多種多様な農産物づくりが既に進んでおります。高鷲地域の大根や夏秋イチゴ、柿、また白鳥、明宝を中心としたトマト、ハウレンソウのハウス栽培やスイートコーン、また比較的温暖な南部地域では、お茶や南天等、バラエティーに富んだ農産物づくりが進んでおります。

また、市内全域で行われておりますお米につきましても、それぞれこだわりを持った水稻栽培が取り組まれており、生産団体によってブランド米という形の販売も行われております。

さらには、今農林水産部のほうでは、人・農地プランという集落単位、自治会単位での地域の農業をどうするかといった計画づくりを進めておりますが、その中では担い手の方だけの農地の集積だけではなくて、地域の農業として今後こういったものを主要作物として栽培していくか、そういったことの御意見も取り入れながらプランの作成を進めているところであります。

そういった郡上の土壌を生かしながら、例えば野菜、果樹、花卉であれば、何万、何十万という種類があつて、それを御選択していただき、さらには栽培方法としてできるだけ農薬等を使わない安心なものをやられるのか、または収量をたくさん取るような栽培を目指されるのか、また、収穫時においては、いわゆる体験というような形の中で、先日も前谷とかそういったようなところでの田植体験とかありましたし、小那比でも茶摘み体験というようなことをやっておりますが、収穫方法のときに、例えば付加価値をつけて取り入れていくのか、最終的には、例えばネーミングをしっかりとって売り方をどうしていくか、そういった組合せをすれば、これはもうそれこそ何億というような以上の組合せの中で、バラエティーに富んだ農産物づくりは可能であるというふうに思っております。

また、そういうことに対しては、市としてもその取組に対して生産団体支援とか、新しい振興作物の作付の経費支援とか、そういった制度を導入しておりますので、ぜひ意欲ある地域に入りながら、特色ある農産物づくりを進めていきたいというふうに考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（山川直保君） 本田教治君。

○1 番（本田教治君） ありがとうございます。先ほど地域単位、地域単位という言葉を出しておりました。本当は自治会単位という言葉を使いたかったんですがございますけども。というのは、やっぱり踊りに特化した観光で、このたびの大変な状況になっておるところを考えますと、もどかしいんですよね、自主性とか、そういったものを待っているとなかなかできないような気がいたしまして、一つきっかけづくりということで、そういった提案を市のほうから、もしも、あるいは地域、あるいは自治会のほうへ、そういったきっかけの意味で提案してくださると、それに賛同してくださる地域があれば、さっとのって行ってこういったことが現実化するのも早くなるんじゃないか、そういうふうに思いましたので、また今後もよろしく願いいたします。

最後に、ここにあります第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、継続可能な農業経営の郡上ブランド、先ほど今部長さんはちょっと触れられましたけども、郡上ブランドの郡上米について、担当部長並びに副市長に答弁を求めたいと思います。

ブランド名として知名度が格段に向上ということは、これにありますけども、現状を教えてくださいたいと思います。JAとの協力で農産物検査法でコシヒカリ検査の通過により販売できる仕組みのようでございますけども、実際に農家さんに伺うと、明宝であつたり白鳥であつたり一部の地

域の方だと、そういうふうにお聞きしました。

そこでお聞きしたいことは、1つ目に、現在の郡上ブランドと銘打ってのお米以外の種類をお聞きしたいと思います。ふるさと納税返礼品とか、市としてどのような応援PRの取組をなさっているのかを伺いたいと思います。

2つ目に、お米に特化した郡上ブランド米のこれからの展望をお聞きしたいです。

農業従事者、お米生産者さんが、一人でも多く郡上ブランド米に取り組みめる体制の強化と、市として統一したそういった米にネーミングをつけるような、そういったことまで行っていただくことは可能かどうか、伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、大まかに2点ほどの御質問でしたが、まず初めに、現在の郡上ブランド、お米以外のものはどういったものがあるかということですが、例えばブランド認定については、特許庁が地域団体商標登録という形の認定制度を行っております。

これは、郡上地域では現在4つの品目があって、うち1つは「ひるがの高原だいこん」、そして「郡上鮎」、「和良鮎」、そして昨年度に「奥美濃カレー」が登録をされております。

また、平成27年に世界農業遺産に認定されたことを契機として、今岐阜県では「清流長良川の恵みの逸品」認定制度というものを取り入れておりまして、郡上市からはお米以外で12品目、トマトであったり、大根であったり、また鮎、ハム、工芸品といったものが登録をされております。

さらには、従来から郡上市の商工会のほうで郡上ブランド商品という形の認定制度も行われておりますが、こちらにつきましては、16品目、農産物では、春まちにんじん、またハム、ケチャップ、肉桂玉等の加工食品等が認定をされております。

これ以外にも市場出荷されるようなハウレンソウであったり、また、郡上の生乳100%を使ったひるがの高原牛乳、生産量は少ないですが、特徴あるものとして郡上南天、また大和の梨、ブドウ、そういったものが地域のブランド、お米以外のブランドというふうに言えると思います。

また、その中でふるさと納税の返礼品としては、令和元年度の実績であります。全部で202品目種類のいろんな返礼品を御用意させていただきました。そのうち、実績とすると、139品目、利用件数にして延べで6,054件が活用されております。

その内訳で最も多いのは、やはりハムの単品セットで、こちらが9品目あり、2,943件の御利用。農産物については、お米が6品目で48件、果物・野菜が合わせて5品目33件、農産加工品というような梅であったり、ケチャップであったりといったものについては、7品目129件というふうになっております。

これも一つそういった形の中で返礼品として活用させていただくことも一つですが、それ以外にもホームページ等を通じて郡上のブランド、こういったものがあるよということはPRをさせてい

ただいているところでもあります。

2点目につきましては、いわゆるお米に特化をした郡上ブランド米のこれからということですが、1点目は、ブランド米づくりの現状をお話しさせていただければと思います。

御承知のとおり、お米については水田面積の54%、去年でいえば1,084ヘクタールが作付をされており、昔から郡上のお米は良質な水環境と寒暖差によって大変おいしいというような評判も呼んでおりますし、それぞれ自然環境や歴史・文化と密接に関わった本当に郡上の基幹作物の一つであるというふうに考えています。

ただ、お米につきましては、これまで45年から国の減反政策の中で作りたくても自由に作ることができなかった。ところが、平成7年の食管法が廃止されて、国の全量規制から民間主導に移行し、また22年からは、戸別所得補償制度により作付の選択制ということがあって、この頃から個人の農家あるいは団体が、自分たちがおいしいお米を作って高く売っていくんやというようなブランド化の動きが顕著になってまいりました。

例えば、個人農家の方であれば、明宝で「せせらぎ米」、和良では「奥美濃清流米」、また白鳥の農家の方は全国の食味のコンクールに、5,000品以上出るようなコンクールに自ら出品をされて、これまで過去40位以内というような上位入賞を繰り返されて、その結果、お米に付加価値をつけて有利販売をされているといった事例もあります。

また、地域の団体としては、有名な「六ノ里の棚田米」であったり、また、明宝の小川地区では集落営農組織をつくって、「日出雲のめぐみ」というようなブランド米も販売をされている。大和の旬彩館では、高食味のお米を生産するというので、大和蔵生産部会という形の中で、そういった高付加価値のお米を作られ、販売をされております。

また、こういった農家の方々の動きと併せて、平成27年からは郡上市とJAが協力しておいしいお米コンテストというのを始めさせていただきました。

これは、目的でいうと、これまで郡上のお米はおいしいという感覚的なものだけではなくて、食味値、あるいは整粒率といったしっかり数値根拠を持って、そのことを証明していくこと、また、コンテストをやることによって、生産者が何とか上位を目指すんや、おいしい米づくりをするんやというような意欲喚起、そういったことの狙いとして進めてまいりました。

27年においては、76名の方が出品をされ、5回目となる昨年については、93名の方が出品をされております。

また、単なるコンテストじゃなくて、やっぱり地域の中で使っていただく、付加価値をつけようということで、30年からは市内事業者の方が参加していただいて、いわゆる競売会を実施しております。

昨年は、最高値は明宝の方で1俵6万3,000円でした。そのほかコンテスト上位入賞者が競売に

かけられて、1俵当たり平均3万3,000円、非常に高額なお取引で市内の中で活用されているということがございます。

また、コンテストを始めた翌年28年から、郡上の生産農家の方が郡上産米ブランド化研究会という形で、生産技術の向上と相互の情報交流・交換を目的として設立がされて、現在36名の方が入会をされておるといことです。

もう一つは、JAのコシヒカリの販売体制についても触れたいと思います。

御承知のとおり、市内の最大のお米の取扱業者はJAさんです。昨年実績であれば、1万1,371俵がJAに集荷をされております。このうち、JAさんとするそれぞれ北部南部のライスセンターで検査をして、一等米になったものを北部では「奥美濃コシヒカリ」という名称で、南部については「郡上コシヒカリ」という名称の中で販売をされております。

北部は奥美濃コシヒカリは約2,200俵、南部の郡上コシヒカリは3,000俵がそういったブランド名の中で販売がされております。

なお、先ほど本田議員さんが触れられたJAの検査で明宝や白鳥のみということの指摘がありましたが、決してそういうわけではなくて、結果的にたくさん出されてやられる大型の農家の方が、明宝や白鳥の方が多いということだけですので、あくまで出された農家はひとしく平等に検査をして、一等米であればそういったブランド米として販売がされるという状況にあります。

それで、今後の一番大切なそういった取組をしてみましたが、今後のブランド化につきましては、今新しい発想の中でブランド化を進めていきたいという動きが起こっております。これは、昨年11月に市内の若手の水稻農家の方で、郡上のお米プロジェクトが設立されて、郡上のブランド米を売り込んでみようということで、許可を得ましたが、これが実はこういった形の新しいTシャツをつくって、郡上のお米を売り込んでいこうというようなことを実施をされております。

また、それ以外にもJAのほうで米づくり体験指導もなされておりますので、そういった形もあって、昨年初めて米コンテストには小学校からの出品がありました。それ以外にも、26年からはいわゆる有機米に取り組むグループのところで、環境保全型の農業が約5.3ヘクタールほど作付がされたということがありますので、こういったこれまでの動きと新しい動きをミックスしながら、やっぱり郡上の誇るお米をブランド米として強力にしていければということになります。

最後の統一米ブランド化ということにつきましては、既にそういった個別のブランド米が出ておること、また、ネーミングライツをすれば非常に基準からいろんな課題があるかと思しますので、まずは既存のブランド米づくりということと、新しい動きの郡上米のPRということを優先しながら、進めていければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長（山川直保君） 本田教治君。

○1番（本田教治君） もしよろしければ統括的に副市長の御意見を伺いたと思いますので、お願いいたします。

○議長（山川直保君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 時間があまりありませんので、本田議員がお話になったことと、今の答弁を併せてお答えをしたいと思いますけれども、郡上の魅力は何かと問われたときに、それは長い間人々が築き上げてきた自然の魅力であるし、また、人々が築き上げた歴史や文化の魅力であるし、そして人の暮らしだと思います。

そういったものが一体となって形づくられた、言わば風土だと思っております。その風土がやはり郡上の人たちが住み続けたいと思う気持ちにつながるだろうと思えますし、郡上を訪れる人たちが何度も訪れたいと思う気持ちにつながっていくと思えます。

幾つか御質問になった、例えば花づくり、あるいは自治会の活動、あるいは郡上のブランド米、こうした一つ一つの取組は、いずれも長い間郡上の人々が自然や歴史や人の暮らしを大事にしながらかつてきたものでありますので、そうしたものを観光の一つのコースとして形成するという事は、大いに意味があるというふうに思っております。

ただ、私が思いますのは、そうしたコースは通りすがり、あるいはただ見て歩くということだけでは、本当の魅力は伝わらないというふうに思えますので、体験をしていただいたり、長い時間滞在をしていただいたり、あるいは四季折々訪れていただくというような通年型の、それから体験型の、あるいは滞在型の観光コースというものを設定していくことが必要ではないかと思えます。

言わば暮らすように楽しむ、そういう観光のコースとして設定するということが、これからは大事になってくるというふうに思っております。今、そうした活動を中心になっているのは、郡上市の観光連盟です。候補であるDMOから認定のDMOを目指しているわけですが、職員の皆さんがこういう、今日どこへ行くという観光のコースづくりを実際に現地へ行って調査をして聞き取りをしながら、こういった形にまとめていってくれと、そして、それぞれにQRコードがついておりますので、QRコードにかざしていただければ、どんなことができるかということが分かるようになっております。これも滞在、体験、そして通年ということの一つの条件として考えたものです。

また、この夏何とか郡上の皆さんに郡上のよさを楽しんでいただきたいということで、この夏バージョンとしてもこういったものを観光連盟の職員のほうでつくっておってくれます。こうしたものは、御質問があった内容と、恐らく合致するものだというふうに考えております。

4月、5月、6月となかなか観光的には苦しい思いをしておりますけれども、この8月の夏休みに何とか新たな観光の言わば需要が引き起こされることを期待をしております。

そういう意味で、アウトドアグループの皆さんが、今年ホームページを新たに立ち上げてくれま

した。これ一つのパンフレットになっておりますけれども、QRコードもついておりますので、これにかざしていただければホームページのほうへ入ることができます。

これには、先ほどから申し上げている地域を体験によって、そして滞在をして、季節に応じて楽しむということができるようになっておりますので、御質問を頂いた内容については、今観光連盟が行っていることと歩調を一にするといいますか、軌を一にしておりますので、ぜひこれからも具体的な御提案として述べていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(山川直保君) 本田教治君。

○1番(本田教治君) どうもありがとうございました。コロナ禍の大変なこの時期でのこの質問に対する御丁寧な御答弁を頂きまして、誠にありがとうございました。

どうぞ今後も観光のほう、私たちもできること、いろんな知恵を出しながら頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、本田教治君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定します。

(午前11時06分)

---

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

◇ 原 喜与美 君

○議長(山川直保君) 8番 原喜与美君の質問を許可いたします。

8番 原喜与美君。

○8番(原喜与美君) 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

コロナ対策で大変な時期に、緊急性のない質問で大変申し訳ございませんが、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

公共施設適正配置計画に基づくその実施について、この一点についてお伺いをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

合併15年を経過し、国の合併に伴う交付金とか、または特別債等々の優遇制度もなくなり、市としてはこれからは本当の正念場と考えます。加えて、今年の冬の暖冬での雪不足、また、豚コレラ、豚熱ですか、そして、今回のコロナウイルスと、立て続けに災害が起きておりまして、市の財政に

も大きな影響を与えております。

そうした中、過去の話になりますが、国民の生産人口が増大し、高度経済成長が続いていた昭和40年代を中心に、各地域において公共施設等が建設をされ繁栄を築いてまいりました。しかし、ここに来て、それらの施設に対する修繕または更新などの維持管理が全国的な課題となっております。

そうしたことから、総務省より平成26年に全国の地方公共団体へ、公共施設等総合管理計画の策定を要請されました。それに基づき本市においても公共施設等総合管理計画書が平成29年3月に作成されました。それがこの冊子にまとめられておるものでございます。

この計画書は、施設を取り巻く現状や将来にわたる課題等を調査し、長期的な視点で既存施設の今後の在り方を検討されています。全国的な現状ではあります少子高齢化と、そして人口減少社会の中にありまして、本市も同様に高齢化率、また人口減少は厳しく、歯止めがかからないのが現状でございます。加えて、社会保障費の増大、またそれに対し税収の減少が想定をされるというそういう状況の中で、市の財政の厳しさは一層深刻なものになると想定されます。

そうした状況を踏まえ、今、申し上げました公共施設等総合管理計画に基づき、市民の皆さんの声を聞きながら市内7地域において、何回かの市民との検討会議を重ね、これらの施設について、今後、どのように活用、また維持していくかまとめられました。それが「郡上市公共施設適正配置計画書」でございます。これは、分厚い計画書が作成されております。

この公共施設適正配置計画につきましては、実に、詳細に調査をされ、整理されていることに対してしまして執行部、また担当部署の関係の皆様方、職員の職務とはいえ感謝を申し上げるところでございます。

そこで、この計画書に基づいて、いかに実践、実行していくかが、今後の課題であります。一番重要なことでもあります。全市民の皆さんの、また地域住民の皆さん、どのように御理解をいただき、また納得をしていただき御協力をいただいて進めていくのか。市民の皆さんには多かれ少なかれ痛みを伴うこととなりますので、相当の難題が待ち受けていると想定しなければなりません。

しかしながら、私は、この難問があろうと、この計画案につきましては後戻りすることなく前進あるのみと考えております。現状に捉われず、将来をしっかりと見据えた上で対策を講じ、市民の皆さんの理解を得ることが一番大切なことであろうかと思っております。よく言われますが、総論賛成各論反対ということがございます。こうなってしまうとは計画も進まなくなります。

そこでお伺いをいたします。どのような試練が待ち受けようと、本市の将来のため、この計画案に基づいて推し進めていかれる気構えと、具体的な対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

最初に、具体的な取組、また方策について担当部長にお願いしたいと思っております。また、その後、実施に向けての決意のほどを市長さんからお願いできればありがたいと、よろしくお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

まず、公共施設適正配置計画の策定計画について少し御説明をさせていただきたいと思います。

本計画は平成29年度、30年度の2か年で策定する予定でしたが、市民の皆様の生活に直結するとおっしゃるとおりでございますので、施設の利用されるユーザーである市民の皆様はもとより、あまり利用されていない皆様からもより丁寧に御意見を伺う必要があると判断しまして、また議会の皆様にも御理解をいただいた上で、令和元年度へ繰越し、3年をかけて策定いたしました。

市役所内における策定の過程では、各施設管理部署が施設の設置や管理運営に関する基本的なデータに基づき、客観的に分析評価を行った上で、施設を施設そのものと、それか施設の果たす機能に分けまして、継続、転用、譲渡、廃止というような方向性の案を作成いたしました。その上で、計画全体を取りまとめる企画課が所管施設の担当者をはじめ、課長や部長、振興事務所長などからヒアリングを重ねた上で、方向性を整理しまして、市長を本部長とする行政改革推進本部会議において計画の素案をまとめたところでございます。

一方で、市民の皆様に御理解をいただくための取組としまして、平成30年度には7地域及び施設の目的別に事前の説明会を含め、合計30回のワークショップを開催いたしまして、市民の皆様に御利用いただく機会の多い施設を中心に施設の現状や課題、方向性に対する御意見、御提言をいただきました。

また、策定機関を通しまして、市民の皆様を中心に15名で構成をさせていただきました公共施設適正配置計画の検討会議を全部で9回開催しまして、施設の分類や個々の施設ごとに、市が考える今後の方向性について丁寧に御議論をいただき、計画策定に当たっての意見等を取りまとめ、市長に提言をいただいたところでございます。

この御提言のうち、指摘事項の幾つかにつきましては、計画策定段階で既に反映しておりますけれども、今後も御指摘の内容を十分に踏まえまして、取組を進めてまいりたいと考えております。

このような過程を経まして、本年2月には市の計画案を作成し、この案を基に市のホームページ上でパブリックコメントを行わせていただきました。その際、併せまして現場公開型のパブリックコメントとして、計画案の市民説明会を開催させていただきました。

その中で、計画策定に関わっていただいた市民の皆様と、市長によるパネルディスカッションも行いまして、計画の必要性について一層理解を深めていただいたものと考えております。なお、一連の業務の中で、計画案に説得力と客観性を持たせるため、公共施設の再編再配置の実践的な経験と見識を持たれた市外の人材を市の公共施設アドバイザーとして委嘱をしまして、適切な助言指導のもとに計画策定をしてまいりました。

次に、今後の具体的な取組でございますけれども、公共施設適正配置計画の目的は、先ほど御紹介のありました30年間に建築物系施設延べ床面積ベースで約34%削減するという、厳しい目標を掲げた公共施設等総合管理計画の実効性を高めることとございまして、内容は、個々の施設の具体的な方向性を示した前期10年間の実施計画となっております。計画の機能は市民の皆様にとって必要な機能サービスを維持確保しながらも、計画期間内において施設総量を10%削減するという目標を掲げているところでございます。

目標の達成に向けましては、施設が果たす役割、サービスを地域や民間事業者の皆さんの主体で担っていただく、また、他の施設への機能移転や機能統合などで補っていくなどの方策を講じた上で、方向性を譲渡または廃止とした施設の対応を着実に実行していくことが必要だと考えております。

そこで、これまでの策定経過と計画の内容を踏まえまして、今後の具体的な取組と方策について、計画期間内における中長期的な事項と優先的・短期的な事項に分けて申し上げたいと思います。

まず、中長期的には、市の考え方をより深く市民の皆様にご理解をいただくために、継続して市の考え方について御説明をさせていただく機会を持つことが第一であるというふうに思っております。公共施設は市民の皆様の財産であり、維持管理等にかかる費用の負担者も、また市民の皆様でございます。このため、計画の推進に当たっては計画策定の目的をはじめ、適正配置計画に掲げる施設ごとの現状と課題、今後の方向性や対応方針等について、市民の皆様にご丁寧にご説明申し上げ御理解をいただくことが必要となります。

具体的には、各施設の御利用団体、組織の会合などの折に、施設所管部署や振興事務所が出向いて、市の考え方を説明させていただくこととなりますが、市全体として粘り強く御理解を求めていきたいというふうに思っております。

次に、先ほど申し上げましたが、目標の達成には個々の施設の譲渡や廃止を計画期間内に着実に進めることが必要でございます。しかしながら、これらは防災といった観点を含めて市民の皆様の生活に大きく影響する場合もございますので、困難を伴う事項でありますし、また個々の施設において課題や支障事項なども様々でございます。したがって、これらをしっかりと整理するとともに、課題を解決するためにはどのような工夫や支援が必要なのかといったこともよく検討しまして、一体的に進めてまいりたいと考えております。

他方、優先的、短期的に行う事項としまして、エリア再編をはじめとする重点的な取組の推進と、施設ごとの保全計画の策定を進めてまいりたいと思っております。公共施設適正配置計画には、最終的な方針や施設ごとの今後10年間スケジュールが定められております。また、地域によってはエリアごとの適正配置計画方針案を示しておりますが、この取組が本計画の重点事項でもあり、なるべく早期に着手すべき課題でありますので、優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、エリアごとの適正配置方針案には、複数施設を一体的に再編する考え方と手法などをお示ししておりますが、今後は課題に対する具体的な解決方針、工法、協議する相手方、検討体制などについて、詳細に進めていく必要がございます。このため、施設所管部署においてこのような具体的な事項を盛り込んだ作業スケジュールを作成するなど、着実な計画の推進の仕組みを整えてまいります。その際には、小さな拠点とネットワークの考え方にに基づき、拠点となる公共施設を生かした地域系の担い手や仕組みづくりについてもお示しできるかと考えております。

また、公共施設適正配置計画で継続とした施設については、長期にわたり良好な状態で維持継続するとともに、維持管理費用を平準化する中で将来的な財政負担の軽減を図る必要がございますので、これらのことをまとめた施設ごとの保全計画を策定してまいります。保全計画の策定に当たりましては、施設を管理する部署が、施設がどのような状態であるか、これまでにどのような修繕、改善を行ってきたかなどの現状を把握する必要がございます。

そのため、本年度は施設所管部署自らが施設の状態を簡易的に点検、診断ができるよう専門家を招いた研修を実施した上で、実際に点検、診断を行い、次年度以降にこれらの情報に基づく保全計画の策定を進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、本計画に沿って着実に公共施設適正配置を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、市民の皆様、市議会の皆様には引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私のほうから、この計画の実施に対する決意を表明しろということでございますので、お答えをしたいと思います。

公共施設の適正配置につきましては、ただいま市長公室長が申しあげましたように、それぞれ、何度も何度も市民の皆さんに参加をしていただいて、本当に真剣な議論をしていただく中で策定をさせていただきました。それぞれの地域におけるワークショップあるいはテーマごとのワークショップ等を積み重ねてきたわけではありますが、最後、また市民の代表の皆様によります公共施設の適正配置計画の検討会議というものにもかけて答申をいただいたものでございます。

この検討会議のほうからも最後の案をいただくときに、会長さんのほうから、こうした課題を先送りすることなく進めてくれと、場合によっては、ものによってはどうぞ前倒しをするくらいの気持ちで取り組んでもらいたいと、こういう強い御意見がございました。

私としましても、先ほどお話がありましたように、新型コロナウイルス対応というような思いがけない課題を今抱えてはおりますけれども、本来の郡上市政のこれから4年間の最大の課題は、この公共施設の適正配置計画の推進であるというふうに思っております。

もともとこの計画は10年間の計画でありますけれども、取りあえず、当面4年間の計画としても、

実際に掲げた目標に沿って進めてまいりたいと思いますが、特に、課題として考えておりますのは、例えば少子化が進んでいく地域の実情に合わせ、そして子どもたちの幸せのために小中学校の再編整備というものをどういうふうにやっていくかというようなこと。あるいは市民の皆さんの日常生活のために必要ないろんな施設、そういうものの再編をどうやっていくかというようなことを、真剣に考え取り組んでまいりたいというふうに思っております。

当面、4年間、目下のところの一つの試金石として考えておりますのは、大和地域の4つの小学校を再編するという課題でございまして、これについては教育委員会が相当これまで長い期間にわたって周到な住民の皆さんとの意見交換等も進め、また内部での検討も進めておってくれております。

今回の補正予算で、基本設計の経費を認めていただきましたが、こうした予算をしっかりと基に、例えば、この小学校の再編統合ということの一つのこれからの公共施設の適正配置のモデルケースにもなるように進めてまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても先ほどお話がございましたように、総論賛成各論反対ということもないわけではないかと思います。実際問題として問題を具体的に持ちかけたときに、そうした御意見が出ることも十分覚悟はいたしておりますけれども、ぜひ市民の皆さんには、一つはこの地域の生活のありようというものが、今後どう変わっていけばいいのかということ深く考えてもらいたいというふうに思います。

先ほどお話がございましたように、郡上市に、現在、存在しているたくさんの公共施設は、まさに日本が高度経済成長というようなものを遂げるときに当たって、いろんな財源等も潤沢にあり、そして各種の例えば補助金等のメニューもあり、そういうものの中からそれぞれの町村が知恵を絞りながら、きめ細かくその施設を配置していったというような側面がございまして。その時代の所産であるというふうに思います。

しかし、今またこういう時代の中で人口のそれぞれの地域における配置であったり、あるいは先ほど来お話がございましたように、現在の郡上市の財政の状況であったりと、そういうことをやはり市民の皆さんも我がこととして考えていただいて、そして深い御理解をいただければというふうに思います。また、こうしたらいいんじゃないかというような積極的な御提案もあればいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、この公共施設の適正配置、今回、作っていただいたこの計画は、本当に長い、長い時間の中で担当職員も非常に大変でございましたが、そうした市民の皆さんと共に作った汗と油の共同作品だというふうに思っています。これを単なる計画というふうにしたんでは申し訳ないんで、しっかり実施に移してまいりたいという決意を持っております。

(8番議員挙手)

○議長（山川直保君） 8番 原喜与美君。

○8番（原喜与美君） ありがとうございます。部長、また市長からは本当にしっかりした決意のほどを今、お伺いしまして、安心をいたしました。

せっかく私もこの作っていただきましたこの内容を見させていただいて、これをこのままで終わらせたのでは、全くもったいないことになりますので、どうぞ、先ほど御答弁にありましたように、この先しっかりと市民の皆様方と膝を交えて、話し合いの中で推進といいますか、推し進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

時間を余しましたが、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山川直保君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。5分間の休憩を取りまして、11時45分から再開をさせていただきます。

(午前11時39分)

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時43分)

---

◎議案第82号から議案第97号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程3、議案第82号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程10、議案第97号 市道路線の認定についてまでの8議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

なお、質疑は議案ごとに行ってください。

○議長（山川直保君） それでは、9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田勝彦でございます。

議案第82号に関わりまして、通告では2問ほど質問を用意させていただきました。詳細はちょっと私からの説明といいますか、説明はなしにしまして、議案に附属されております資料、A4、1枚ございますが、その内容の改正の内容というところを拝見しますと、これは新型コロナウイルス感染症の対策としまして、市の職員が、専らこれは病院職だと思っておりますが、このウイルス感染症に対応する場合を①と②に分けて、比較的軽いとは言えませんが、重篤な患者ではない場合と重篤な場合というふうに分けて、それぞれ対応するためには特殊勤務手当を支給すると、こういう条例案であります。

昨今のいろんな報道の中で、病院、特にこの受け入れられた病院の苦悩というのは計り知れない苦悩がございます。これらも、私たちは報道で知ることになるわけですが、私、これ見まして、直感的にはこの金額ではいかにも少ないのではないかと思うぐらい大変だと思うんです。ですから、この条例案につきまして、この案そのものについて私は反対もするどころか、大いに賛成をしたいところであります。

ただ、はいそうですかと言って、単純にこれを納得するわけには私はまいりません。

その内容は、通告の1番に挙げておきましたように、昨日も4番議員でしたかの質問に対して市長が答えられました。すなわち、この新型コロナウイルスに対応する市の対応策としまして、順番を追って説明をされました。検体をはじめとしまして、搬送、そして市として受け入れなければならない状況になったときというふうに順番に話されましたが。

その中で、最終的にやむを得ない状況の中では、市内の病院、公立病院になると思いますが、2つの病院のどちらかにおいて患者さんを受け入れて治療、看護するということになると思います。この文面でしたら。と同時に、今までも、これはある商業紙の6月11日付、12日、13日と特集でコロナストームという記事を出されております。この中で、朝日大学の病院につきましてですが、これの病院については、いわゆる県の指定する5つの病院外なんです。そこにおいて、こんなにも大変な状況だということがこの記事には述べられております。

これは、感染症の症状が出た場合を想定していない病院ですので、そもそも、最初から。県の5つの指定している病院はそれなりの設備、施設を十分持っておりますけども、そうではない病院がいかにも大変かということが出ております。

もちろん、県の5つの指定病院が満床になり、郡上市が万やむを得ず引き受けなければならないときには全く同じ状況になるということなんです。

これを前提にしてこの条例案を出されているのかということ、まず最初に伺います。

○議長（山川直保君） 答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 条例の趣旨でございますが、今般の国難とも言える緊急事態に対処するため、岐阜県においては新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を短期間のうちに整備するに当たり、感染症指定医療機関として県内5病院の30床を確保するとともに、一般医療機関の一般病床においても四百数十床が確保され、さらに後方施設としてホテルなどの宿泊施設の借上げが行われているところでございます。

帰国者・接触者外来を設置している病院や新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院の名称は非公表とされておりますが、この中で、本市におきましても市内の医療機関の一般病床を、3床であります新型コロナウイルス感染症患者に対応する病床として確保をしているところでご

ざいます。

しかし、これは新型コロナウイルス感染症がひどく蔓延し、指定医療機関など他の医療機関でも患者さんの受入れが対応し切れない場合におきまして、緊急的、臨時的に市内医療機関の一般病床をそれに充てようとするもので、常時、新型コロナウイルス感染症患者さんを受け入れようとするものではございません。

したがって、市内、場合によっては中濃地域等において新型コロナウイルス感染症が蔓延するなどし、市の医療関係職員等が市立病院で、あるいは広域的要請に応じて市外の病院等で生命に関わる高い感染リスクの中において患者さんの治療や看護等に当たらなければならない場合、あるいは検体採取を行う場合等に備え、感染症防疫等作業手当の支給についてを定めようとするものでございますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 今の御説明の後段の部分はまさにそのとおりで、私もそれは納得できると思います。後段の部分と申しますのは、やむを得ず受け入れなきゃならん場合については、医療職の方々にはこういう手当も必要やということは、それはそのとおりなんです。先ほど申し上げたわけです。

ただ、問題は2番目のほうの質問にも関わってまいりますが、今もありましたように、3床ではあるけども一般病床を流用することになると。もちろん専門の病床はないわけですから、一般病床を緊急に対応するように改造しなきゃならん。その改造がいかに大変かということは、先ほどの新聞記事にも出ておりますんで、また御覧になっていただきたい。

こういう状況で、臨時に一般病床を改造するにしても、例えば陰圧は、簡易陰圧というのは設置できると思いますが、これも簡易ですから完全ではありませんし、前室はあるのかなのか、病床の部屋の前の部屋、空気の流入を防ぐための、あるいは病室の中に全ての機能を備えた、例えばシャワーは使うかどうか分かりませんが、シャワールームからトイレから様々な機能を持って患者さんが外へ出なくても済むように完結型にできるのかどうなのか。こういうことを考えますと、臨時に造ったところに医師や看護師さんを、治療や看護のために出入りしていただいてその作業をやっていただくということは、大変感染のリスクが高いわけなんです。このことは、同じこの新聞記事の中の3日目ですが、これは、やはり朝日大学の記事の後ろのほうに、院内感染の防止に大きな課題があるということで述べております。

岐阜県ではありませんが、東京都では、ある病院は約200人が感染されたと、院内感染ですよ。これは特殊な例であるかもしれませんが、まだ十分スタッフも対応が慣れていなかったかもしれませんが、そして40人以上が亡くなっているわけです。だから、院内感染というのは最も危険なリス

クを背負わなきゃならんことなんです。これは、我々の常識で考えても分かります。

こういうリスクを背負ってまでやらなければならんときにはやらなきゃならん、これが、私は医療の方々の使命だとは思いますが、だったら市の対策として、対応として、そういうリスクを軽減することは最大限準備すべきではありませんか。それは、前回3月議会に私は白鳥病院の結核病床を廃止するといふときにる申し上げました。確かに、普段はあまり使うことのない病床ではあるけど、いざというときには必要になるんだということ。だから、白鳥病院に置く必要はないけども、市内に何床かは責任を持って対応できる病床を常時、これは感染症に対応、は常備すべきだということをお願いしたけども、結果的にはああいうふうになりました。

今まさにその事態になっているわけなんです。こういうリスクを医療職の方々にお願いできますか。かと言って、やめましょうというわけにはいきませんから、やっぱりこの条例は通さなければならんと思います。でも、その後ずっと続くわけですから、私は早急にこれは市として責任持って、何床かの感染症対応病床を設置してほしいと、こういう要求を強くお願いを申し上げたいわけですが、御見解を伺います。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 今、野田議員からの御意見をいただきましたが、まずは市内の医療機関のほうで3床を準備しているといったところは、昨日であったりとかの一般質問の中で市長のほうの答弁の中でありましたとおりでございます。

その3床を設けることにつきましては、病院の中で大変検討はされまして、いろんなシミュレーションも行っております。通常の医療も行いながら感染者を受け入れるといった状態、今おっしゃられたように、医療従事者が感染しないようにといった動線も考えながら、普通ですと病棟が、例えばの例で30床設けられると仮にしましても、コロナウイルスの患者を受け入れる場合には個室にしなければならなかったり、あと、今、議員言われましたように前処置をするお部屋を設けなければならぬとか、あとお風呂、トイレの関係も考慮していかなければならぬといったところも考えますと、例えば30人入れる病棟であっても3人の患者を入れることしかできないといった状況になっていくものであります。そういったところを医療関係者、検討しまして、市内の病院では3床の準備をするといったところですし、この蔓延をするといったときには、どれだけ患者が多くなるかということも想像もつかないところですが、もし3床以上必要になったときは、こういうシミュレーションでもう3床プラスとかといったところもいろいろ想定をして考えております。

このことについては、市内の感染者だけを考えているものではないんです。このコロナ対策については、岐阜県下が一つの医療体制を取っているといった状況にあります。たとえ郡上市の中で発生がゼロであっても、美濃市、関市、中濃圏域で蔓延をしたときに、その圏域で病院がいっぱいで

あるといった状態になったときは、郡上市内の病院も郡上市外の方を受け入れることはしなければならぬかもしれません。それは、やはり県が一つの医療体制といったところですので、それはあり得る状況であります。

郡上市の方も、もし感染された場合、重症であった場合は、郡上市外のきちんと機器が整った、環境が整ったところで見えていただくといった状況になります。

ただ、この条例改正による重症者といったところは、あまりにも蔓延化したときに、重症の方であっても郡上市内で準備した病床にとりあえずは受け入れをしなければならないといった状況のときに値するものだというふうに思っています。

医療従事者も感染しないように守っていかなければならないところではありますが、今まで各全国的に医療機関がいろいろ体験してきたことを踏まえて、郡上市も今後の2波、3波に対して備えをしていくべきであるというふうに思っております。

あと、結核病床のお話も出ましたが、先ほどコロナについても結核についても感染症であるといったところは同じであります。そして、重症であれば、市内の病院ではなく、きちんと医療体制、専門の先生がお見えになるところへ移していくといったところの考え方も同じであります。

コロナウイルスとあと結核の違いというのは、感染の仕方の違いです。コロナは、本当にどんどん感染をしていってしまうものでありますので、そういった中で岐阜県下が一つ体制を取りながら、協力し合いながらそれを受けていくといった状況といったところであります。

なかなかやはり自分の市内の医療機関や医療従事者を守っていかなければならないといった考えにどうしてもなってしまうんですが、岐阜県全体のことを考えながらやっていかなければならないことだというふうに考えております。

あと、もう一つですが、県のほうは保健医療計画を立てておまして、その中でも医療圏域の考え方を示しておまして、市域であります圏域は日常の医療を受けられることを考えておりますし、2次の圏域としまして、中濃圏域であったりとか5圏域の範囲については、入院体制を取れるような状況で考えられています。そして、3次の医療圏域につきましては、高度の医療であったり救急も大変困難なものであったりといったところを受けていくのが岐阜県下を範囲とする3次医療圏域といった考え方で進めています。その基本の中でコロナも動いていきますし、そして結核のほうも対処されていくといったところになると思います。

市内で何もかも重症者も受けたいこうとしたときに、やはり環境的な面であったりとか、あと機器の問題であったり、専門の先生がお見えになるかどうかといったような状態で不十分な面もあります。ただし、コロナに関しては、状況によっては市内でも受けなければならぬといったことになると思っております。

十分ではありませんが、以上です。

(挙手する者あり)

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） この82号については、最後にいたします。

中濃圏域として、一つの病院、一つの自治体ではなしに、全体として、岐阜県として責任を持った体制をつくっていくこともよう分かります。そのとおりであります。

そして、高度な医療や大規模な、あるいは設備の整っているところを基本的にそちらのほうに優先してお願いをするということもそのとおりであります。

ただ、繰り返しますが、私はそれを超えて郡上市が責任を持たなければならない体制が現にあり得るんだということです。これを、郡上市としてはもっと重く受け止めなければならないと、可能な限り感染リスクを抑えるための施設、設備は整えておくべきなんです。それを申し上げたいと思います。

これは、前もどっかで言いましたけども、風水害の備えと同じなんです。自然災害かあるいはウイルス感染なのかの違いだけであって、市民の命や健康を守るためには、そんだけのやっぱり備えが要るんだということを私は申し上げたいわけなんです。それが、少なくとも陰圧を持った、前室もある完全完了型の感染症病床は数床持つべきだ。そんな自治体はほかにはないとおっしゃるかもしれませんが、いいではないですか、郡上市が持つことに。

この前の私質問の中で、一体陰圧は幾らかかるのか聞きましたけども、分からないとおっしゃいました。簡易陰圧は一体幾らでできるのか、これも分からない。失礼ながら、調べてもおられなかったかもしれません。私は、そういう意味では、いかにもこの安直に考えられているんじゃないかと疑いを持ってしまいます。

この感染症については、今も申しましたように、いつどういう形で、午前中でしたか、市長もおっしゃいましたが、人類は感染症、ウイルスとの戦いと共存であると、そういう歴史を背負っているわけなんですから。私たちは、またこの新型コロナに代わって別な猛威を受けるかもしれません。それは大いにあり得ることなんです。ただ、台風や地震のようにそう頻繁、頻繁でもないですけども、毎年起こるようなことではないかもしれません。でも、備えはやっぱりやって、医療スタッフの方がそういうリスクを背負わないでも済むように、それでも背負うことになると思いますけども、そういう体制をぜひともつくってもらいたいということを強くお願いをして、この項目を終わります。

議長、第2項目行ってよろしいですか。

○議長（山川直保君） 議事進行で、議案第83号の質疑お願いします。

○9番（野田勝彦君） 83号のほうへ参ります。

これは、質疑通告ではえらい簡単にたった1行だけでありますけども。83号は、ふるさと寄附の

寄附をしていただいたお金を基金に入れなくてもええようにするというわけですが。

最初に、そもそもこのふるさと寄附を基金に入れなければならないとする第4条は、なぜ設けられたのか。そもそも論でございますが、お聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 答弁を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） それでは、お答えさせていただきます。

ふるさと寄附制度が開始された当初は、受付期間が年度末までであるということから、総額が確定してから翌年度の事業で活用するということを想定したものでございます。

よって、当該年度においては寄附金額を確定した上で繰越金の中に入れてしまうのではなくて、金額を明確に、明らかにして、基金に積立てを行って、翌年度に基金から繰り入れることによって事業へ充当するということを想定して、条例で基金に関する規定を整備したものでございます。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 寄附金はいつ入ってくるものというか、いつ頂けるか分からないので、一年中、期間通じて、それをその都度、寄附金はさほど、個々の寄附金は多額ではないかもしれませんが、ある程度まとめてと、そして翌年度についてそれを使うという。私は、ふるさと基金の趣旨はまさにそれだと思います。

以前、市長からの説明の中で、もう全国の自治体が返礼品競争に明け暮れる、明け暮れるというのはちょっと大げさですが、中で、日置市長は非常にすばらしい説明をされました。簡潔に言えば、返礼品競争にはくみしないと、私はちょっと感激の面持ちであれを伺ったわけであります。

ふるさと基金のそもそものやっぱり狙いというのは、ちょっと話がそれて申し訳ないですが、唱歌にふるさとという歌がございます。「ウサギ追いしかの山」です。あの第3番に、この歌詞を思い出すといつも何かじーんと来るんですが、「志を果たしていつの日にか帰らん」と。ふるさとを出た人が、やがてはふるさとへ帰ってくるというあの歌です。こうやって郡上出身の方々が、出身の方ばかりではないですが、志を、まだ途中かもしれませんが、ふるさとを懐かしみ、あるいは果たされた方ももろもろの事情で帰るわけにはいかなくなったという方もいらっしゃると思います。こういう方々が、懐かしいふるさとを思ってせめて役に立てばというお気持ちで寄附をしてくださるというのが発想の出発だと、私は思うんです。と同時に、郡上へやってきて、魚釣り、鮎釣りをしてみたらとってもすばらしかったと。これは、郡上はいいとこやということで、すっかり郡上ファンになられた方もあるかもしれません。そういう寄附を頂く方々のお気持ちに私はぜひ沿うような使い方をすべきだと思っています。これが、大原則だと思います。

今、2つ目の質問のほうに、第4条本則を骨抜きにするんだと、附帯で、市長が認めれば基金に

入れなくても使えるようになるということは、もう基金に入れる必要はない。いつでもそれは流用しながら使っていけるという体制になるんですが。

非常にしっかりとした理念をお持ちの日置市長さんがこれからもずっと続けられるという保証はありませんので、この第4条の附帯事項がつけませば、第4条は、私は骨抜きになると思います。すなわち、もう基金には積む必要はなくなる。必要と認めればどういふふうでも使えるというふうになりますから、4条は死文化するのではないかと。

そうした場合、寄附者のそもそもの御厚意というのは一体どんな形になるんだろうか。私は、これはもうふるさと寄附ではなくなるような気がします。

といいますのは、先ほどお話をしましたけども、一人一人の寄附額は少ないけども、基金として1年間ためればそれなりの金額になる。このまとまった金額でまとまった事業、一般財源ではやりにくいような、ちょっと特殊かもしれんけども、そういう事業をやるべきだと思います。

例えば、郡上おどりの会場でとっても大事なものは、私は公衆トイレやと思いますが、なかなか難しいかもしれませんが、このトイレはふるさと寄附によって建設されましたと掲げられるものができるんだろうか、それが私寄附の大きな役割だと思うんです。大和のウインドパークは釣り人のメッカでございます。今公衆トイレはありますけども更衣室はない。そんなものまで造るんかよ、いやいや、あれ、実は、釣り人には大変ありがたいんです。更衣室があるということは。半ば裸、すってんてんの裸になりながら着替えていらっしゃるんですから。そういうことで、入り口には、この施設は、更衣室はふるさと寄附で設けました。それが、私、ふるさと寄附の本来の使い方ではないかと思うんです。そうすれば、改めて来られた方は納得されるでしょうし、また寄附も増えていくんじゃないでしょうか。

随時、一般財源と同じようにいつでも使いたいように使える、あるいは補いで使っていけるというような使い方では、私は駄目だと思います。ぜひとも、この第4条は元のまま残していただきたい。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私から答弁を申し上げたいと思いますが、少し誤解があるというふうに思います。

先ほど総務部長が答弁を申し上げましたように、ふるさと寄附というのは、確かに、野田議員がおっしゃるようなふるさとを思う心を、寄附者の心を生かして使うということが本旨でありますし、そのように、そういうことを明確にするために1年間まとめたものを、頂いたものを、その当該年度は一旦基金に積立金という形で積立てて、そして翌年度の予算に充当すると、いろんな寄附者の御意思に従って充当するというやり方でやってまいりました。それが一つの方法だと思いますが、

ただ、今の、条例には一旦基金に積み立てるものとするを書いてあるだけで、基金に積み立てて、その当該年度に使っていかんとは書いてないんですけども、いずれにしろ、その趣旨を明らかにするということだと思えます。

現在、郡上市が行っているふるさと基金のいろいろな募集といいますかお願いの中には、例えば、この前の、一昨年災害のときに、頑張れ郡上市と、災害復旧のためにぜひひとつお志をいただきたいというような項目を立てました。あるいは、今回は、これはしっかり御説明をしておかなければいけません、コロナウイルスに負けるなど、郡上という項目を立てて、今、ふるさと寄附をお願いいたしております。

そうすると、こういう寄附は、コロナウイルス対策は、今年で終わるかもしれないし来年度になるかもしれない。むしろ、寄附者の御意思を生かすには、今一生懸命コロナウイルス対策をやっている当該年度に、できるだけ速やかに皆さんのその意思を生かして使わせていただくのが、寄附者の御意思を尊重するものであるというふうに思います。

要するに、一旦基金に積み立てて、そしてそれを繰り入れてという形になると、一つの年度でやる場合でも、まず寄附金収入を得ましたと、それからそれを積立金で基金に積み立てました、今度は基金から基金繰入金で一般会計へ出しました、そして支出をしますと、同じ金を1会計年度で2回カウントするんです。そういう形をわざわざ取らなくても、今言ったようなケースの場合には、当該年度に使わせていただくときに、頑張れコロナウイルス寄附金という形で歳入を立てて、そしてそれをそのまま今度は支出項目に充当するという形を取れば、わざわざ一旦基金へ積み立てました、基金繰入金を一般会計へ出しました、それを財源にして支出をしますという2往復やらなきゃならない、そういうことを避けるために今回の条例を提案したということですから、決して五月雨式に何か必要な財源の足しにするために、寄附者の意思に反して自由自在にふるさと寄附金を使えるようにするといったようなたくらみでは一切ございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君) 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) ただいまの御説明よくわかりました。

ただ、この今の提案された議案の中では読めません。今御説明いただいたことは読めません。

それこそ、時代が、歴史が、歴史と言うほど大げさではありませんが、時間がたてば、これはそれこそ今申し上げられたような、五月雨式といいますか、随時必要に応じて支出されていくという使い方になってしまう可能性がある。

要するに、法というのはそういうものです。前条があつて、下にただしがあれば、ただしのほうがだんだん強くなっていく。使いやすいほうに流れるのは必然であります。

ですから、もし、今、市長の説明を、そのまま生かすならば、この今のただし書のところに、さらに注釈といいますか、但し書を私は入れるべきだと思います。今、寄附金は幾つかの項目がございますですね、寄附先の使い方の項目が、青少年のためとか、地域の農山村の補助するとか、そういう項目はそのままやはり基金化すべきだと思います。そして、どうしても今のコロナとか風水害とかタイムリーに必要な場合についてはという、言葉はちょっと別かもしれませんが、そういう緊急に使わなきゃならんことについて市長の判断で使えるようにするというなら分かります。今のままでは、将来は、どこで使ったんか分からんようになってしまうと私は思います。

○議長（山川直保君） 野田議員、ただいまは質疑の時間でありまして、討論ではございません。執行部と議会の討論ではございません。これは付託案件でございますので、付託いたしましたしてから、その採決時に討論があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、通告による質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で、質疑を終結します。

議案第82号から議案第97号までの8議案については、議会規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま所管の常任委員会に審査を付託いたしました8議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第97号までの8議案については、6月25日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

（午後 0時21分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 森 喜 人

郡上市議会議員 田 代 はつ江